第五十二条の次に次の一条を加える。

（安全保障貿易管理政策課の所掌事務）

第五十三条　安全保障貿易管理政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出及び輸入の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二　通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

三　外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。

第六十六条中「十課」を「七課」に、「鉄鋼課　非鉄金属課」を「金属課」に、「化学課　住宅産業窯業建材課」を「素材産業課　繊維課　紙業服飾品課」に、「航空機武器宇宙産業課　生活製品課」を「航空機武器宇宙産業課」に改める。

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

（金属課の所掌事務）

第六十七条　金属課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八条第一号及び第十号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

鉄鋼

鉄鋼製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属

電線、ケーブル、伸銅品及び鉛管板

その他非鉄金属製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

金属くず

氷晶石及びふっ化アルミニウム

二　非鉄金属（核燃料物質を除く。）の回収及び再生に関すること。

第六十八条　削除

第七十条（見出しを含む。）中「化学課」を「素材産業課」に改め、同条第一号中「商務情報政策局」を「生活製品課」に、「その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）」を「その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品以外の化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）」に改める。

第七十条に次の一号を加える。

五　第八条第十号に掲げる事務のうち革新的な素材の利用に関するもの総括に関すること。

第七十三条（見出しを含む。）中「住宅産業窯業建材課」を「生活製品課」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　前号に掲げるもののほか、第八条第一号及び第十号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

綿花、麻、羊毛その他の毛、化学繊維、くず繊維及び雑繊維

綿糸、麻糸、毛糸、絹糸、化学繊維糸、くず繊維糸及び雑繊維糸

織物

ニット製品

不織布及びフェルト

縫製品

漁網綱及び漁具糸

繊維雑品

その他繊維工業品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

抄繊維製品

日用金属製品及び日用合成樹脂製品

陶磁器及びほうろう鉄器

ガラス製品（素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

マッチ

コルク及び木竹製品

運動用具、文房具及び楽器

おもちゃ

喫煙具、装身具及び傘

皮革、皮革製品、タンニン、にかわ及びゼラチン

履物

かばん及び袋物

包装材料

その他雑貨工業品（素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

れんが及び瓦

石膏製品、石綿製品及び岩綿製品

建築金物及び建具

畳、畳床、リノリウムその他床材料

アスファルトルーフィング、アスファルト乳剤その他防水工事材料

繊維板その他建築用ボード

その他土木建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るものを除く。）

熱絶縁装置

第七十三条に次の一号を加える。

五　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の施行に関する事務の総括に関すること。

第七十七条から第七十九条まで　削除

」